

2019年4月26日

グリーンインフラレンディング投資家 各位

株式会社J Cサービス
株式会社グリーンインフラレンディング

グリーンインフラレンディングによるファンド資金の返済について

株式会社J Cサービス（以下、「当社」といいます。）の子会社である株式会社グリーンインフラレンディング（以下、「G I L社」といいます。）のファンドに応募していただきました投資家の皆さまに大変ご迷惑をおかけしておりますこと、並びに、多大なるご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

G I L社によるファンド資金の返済等に関しまして、「1. 案件の契約状況」、及び「2. 投資家の皆さまへの分配・償還方法に関する maneo マーケット株式会社との協議状況」について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 案件の契約状況について

案件の契約状況に関しましては、昨年11月30日及び本年3月7日、

- ①「太陽光発電所2案件（募集額合計約7.7億円）につきまして既に売却等の契約が完了しており、関連会社を通して株式会社グリーンインフラレンディングに元本返済が完了しています。」、
 - ②「バイオマス発電所1案件（募集額約7.5億円）につきましても契約が完了しております。」、
 - ③「これらに加え、この度、新たに、太陽光発電所3案件（募集額合計約15.6億円）及びバイオマス発電所1案件（募集額約10.0億円）につきまして契約が完了しましたのでお知らせします。」、
 - ④「当社及びG I L社としましては、上記の他に、バイオマス発電所2案件及び、海外水力発電所1案件につきまして、早々の契約締結を見込んでおり、かかる契約に基づく入金によってG I L社による募集総額の60%程度については、返済の目途が立つこととなります。」、
- とお知らせしているところです。

こうした状況におきまして、①につきましては、本年3月29日、

「当社のファンド資金の返済等につきまして、maneo マーケット株式会社（以下、「MM社」といいます。）と協議を重ねてきましたが、太陽光発電の3案件（投資家への分配金総額：約8億4百万円）につき、当社が以前から主張してきた通りの特定分配（案件ごとの個別分配）となりましたことをご報告いたします。」、

とお知らせしているところです。

そして、この度、新たに④における海外水力発電所1案件(募集額約2.5億円)につきまして契約が完了し、かかる契約に基づく入金によって、関係会社を通じてG I L社に元本返済が完了しています。

これにつきましては、当社及びG I L社としましては、MM社や、MM社を通じて当局を含む関係各所との調整を早急に進め、投資家の皆さまへの一刻も早い分配・償還を目指しています。

これら以外の案件につきましても、順次、契約が締結されることを見込んでおりますので、契約を締結した際には、投資家の皆さまへできるだけ速やかにお伝えしたいと考えております。また、既に契約締結済みであるものの、かかる契約に基づく入金条件を未だ確保できていない等の理由でG I L社への元本返済が完了していない案件につきましても、当該案件の開発工程を可能な限り早期に進めるための対応をとること等によって入金条件を確保し、投資家の皆さまへの早期の分配を目指しています。

なお、契約の詳細等につきまして、ご質問を頂きますも、契約相手方に対する守秘義務がありますので、開示いたしかねますこと、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2. 投資家の皆さまへの分配・償還に関するMM社との協議状況について

投資家の皆さまへの資金分配を行うために必要なシステムの利用に関しましては、昨年12月21日及び本年3月7日、

「現在、本件につきましては、当社並びにG I L社より、MM社及び同社に設置された経営改善委員会に対し、MM社が本年7月5日に停止したG I L社のファンド管理システムの提供再開を申し入れています。」、

「G I L社は、昨年12月28日、代理人弁護士を通じて、東京簡易裁判所宛てに、民事調停の申立てを致しました。G I L社の申立ての趣旨は、MM社が、G I L社に対し、G I L社の営むクラウドファンディング事業の管理・運用のために必要なシステムを提供し、利用させるよう求めるものです。MM社は、G I L社との間の業務提携契約に基づいて、G I L社の営むクラウドファンディング事業に必要なシステムを提供する義務を負うにもかかわらず、システムの提供を停止しております。」、

とお知らせしているところです。

こうした中で、ファンド資金の投資家の皆さまへのご返済に関しましては、上記民事調停の場を通じてMM社と協議を重ねてきました結果、上記記載の通り、太陽光発電の3案件(投資家への分配金総額約8億円)につきましては、当社及びG I L社が主張してきた通りの特定分配(案件ごとの個別分配)となりましたが、G I L社が昨年7月5日に供託した当社からの返済資金(返済額合計約7.5億円)の投資家の皆さまへの分配・償還につきましては、MM社との協議が整っていないことから、未だ実現していない状況にあります。

これについて、MM社は、本年4月19日、MM社が管理するグリーンインフラレンディングのウェブサイトにおきまして、

「G I L社が2018年7月5日に供託した748,572,155円の分配・償還につきましては、2019年3月26日にご報告いたしましたとおり、G I L社を営業者とするファンドの対象事業に該当しない資金であることから、弊社は、特定の投資者に償還・分配することが投資者間の資金の分配上での公平性を害すわけではないといえる特段の事情のない限り、平等分配を行うことが適当であると考えております。同日以降、弊社は、この考え方をJCS社及びG I L社に説明し、再三にわたり提供を要請している資料の開示を要請するとともに、資料開示がない場合や上記特段の事情が認められない場合には平等分配を実施することを承諾するよう説得して参りました。しかしながら、現時点において、JCS社及びG I L社からの資料開示はなく、また平等分配についての承諾も得ることもできておりません。

弊社といたしましては、引き続きJCS社及びG I L社の説得に向けて鋭意努力してまいります。かかる協議と並行して、平等弁済の早期実現のための法的措置を含めた対応策を検討してまいります。」、

とのメッセージを掲載しました。

当社及びG I L社としましては、投資者は各募集案件の特性、運用期間、運用利回り等を勘案して投資を行っているとともに、当社における個々の案件は独立しており、募集案件ごとの資金の流れは当該案件の目的どおりとなっていることから、返済原資がG I L社を営業者とするファンドの対象事業に該当するか否かに関わらず、MM社のいう平等分配が投資者間の公平性の確保につながるものとは考えておりません。また、当社及びG I L社としましては、MM社に対して募集案件に紐づく情報の開示について積極的に協力してきているところでもあり、MM社が当社及びG I L社に対して開示を求めている募集案件と何ら関係のないデータまで含めた当社の全ての情報の開示は合理的ではないため、当社の仕訳帳など仕訳データが全て記載・記録された書類を生データのまま開示すること等を含むMM社のデータの開示要請に無条件で応じることはできません。

G I L社としましては、クラウドファンディング事業の営業者として、必要なシステムを適切に稼働させることにより、投資家の皆さまにとって最も適切な形での分配・償還に向けた業務を進めていきます。

引き続き、当社及びG I L社は、元本回収済みの資金について一刻も早い償還を行うべく、MM社や、MM社を通じて当局を含む関係各所に対して、「投資家間の公平性、投資家保護」に向けてご理解が得られるように働きかけを行うとともに、その一刻も早い実現のための調整を進めてまいります。

投資家の皆さまにおかれましては、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上